

ID: 552

担当部署: 教育委員会 学校教育課 総務係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>学校施設にある工作物等移転命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>学校施設の確保に関する政令 第15条</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和24年政令第34号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  政令第15条の規定による。                  (移転命令)                  第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>